

人と人をつなぎ 子どもに笑顔を

いずもファミリー
サポートセンター
利用の手引き

働きながら子育てをしたい、子どもを連れて行けない用事の時に
預かってほしい、息抜きしたい…でも、頼れる人がそばにいない。
そんな不安を感じたことはありませんか。

いずもファミリーサポートセンターは、“子育ての手助けをして
ほしい人”と“お手伝いをしたい人”が会員となって、育児の相互
援助活動を地域で行う会員組織です。

いずもファミリーサポートセンター
のホームページはこちらから



会員登録と会員の種類



サポートを受けたい方、サポートをしたい方はファミリーサポートセンターへの登録が必要です。（登録料無料）出雲市内にお住まいまたはお勤めの方ならどなたでも会員になることができます。

＊ おねがい会員 ＊

- ・0歳から小学校6年生までの子どもをお持ちの方
- ・子育ての手助けをしてほしい方

＊ まかせて会員 ＊

- ・子育てのお手伝いをしたい方
- ・資格、経験、性別は問いません

※5年に一度、救急救命法と事故予防講習の受講が必要です。

＊ どっちも会員 ＊

- ・おねがい会員、まかせて会員の両方を兼ねたい方

サポートの仕組み



①サポートの依頼

おねがい会員

子育ての手助けをしてほしい方



ファミリーサポートセンター

おねがい会員とまかせて会員のマッチングと連絡



②サポートの打診

まかせて会員

子育てのお手伝いをしたい方



③サポートの提供

④サポート料金

サポートできる内容



✿ 保育所・幼稚園・認定こども園・
児童クラブ等への送迎や送迎前後の預かり

✿ 子どもの習い事等の送迎

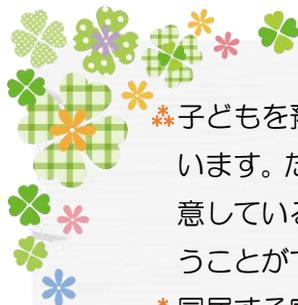
✿ 子どもが軽い病気のときの預かり

✿ 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校が休みのときの預かり
※感染症を理由として休所・休園・休校となっている場合は除く

✿ 保護者の産前産後・病気・通院のときの預かり

✿ 保護者のリフレッシュ・用事（他の子の学校行事・冠婚葬祭・
求職活動等）のときの預かり

・・・等子育て中の家庭に必要なサポートを行います。



✿ 子どもを預かる場合は、原則としてまかせて会員宅で行います。ただし、まかせて会員とおねがい会員の間で合意している場合には、子育て支援センター等において行うことができます。

✿ 同居する家族が感染症にかかっている場合は、サポートできません。

✿ 家事サポートはできません。

✿ 子どもを送迎する場合は、原則として成人（高校生を除く18歳以上）に引き渡します。



サポートの利用方法 *おねがい会員*



Step1 会員登録

- センターの仕組みや決まりを理解して、**入会申込書**を記入
- **本人確認**のため運転免許証または個人番号カード等を提示

Step2 サポートの依頼

- サポートが必要になった時、センターへ詳細（日時・場所・対象の子ども・内容等）を伝えサポートを依頼（電話・メール可）

Step3 「まかせて会員」の紹介

- センターからまかせて会員を紹介
- 紹介を受けてから一週間以内に、おねがい会員からまかせて会員へ直接電話をし、事前打ち合わせの日程を相談して決定
※日程は事前にセンターへも報告してください。

Step4 事前打ち合わせ

- サポートに関係する場所で子どもも同席して顔合わせ
- 記入した「**事前打ち合わせ書**」を活用し、サポートに必要な事柄を打ち合わせ
- 事前打ち合わせが終了したことをセンターへ報告

Step5 サポート活動

- まかせて会員が、依頼されたサポートを実施
 - ※サポート中は、緊急時に必ず連絡が取れるようにしてください。
 - ※キャンセルの場合、まかせて会員とセンターへ早めに連絡してください。
- ※定期的に依頼するサポートは、次の月の依頼日を、毎月25日頃までにセンターへお知らせください。

Step6 サポート終了・サポート料金の支払い

- まかせて会員から渡された**活動報告書**の内容の確認とサイン
- まかせて会員へサポート料金の支払い
- サポート料金の受け渡しが完了した証に「おねがい会員用」の活動報告書の受け取り
 - ※サポート料金の受け渡しについては、センターは取り継ぎません。
 - ※まかせて会員が、サポートのあった月の翌月5日までに、センターへ活動報告書を提出されますのでご協力をお願いします。

- ❖ 次回以降同じ内容のサポートを依頼する場合は、事前打ち合わせが済んでいる「まかせて会員」へ直接サポートを依頼することも可能です。
依頼された場合はセンターへ報告してください。



サポートの提供方法 *まかせて会員*



Step1 会員登録

- センターの仕組みや決まりを理解して、**入会申込書**を記入
- **本人確認**のため運転免許証または個人番号カード等を提示
- 可能なサポートの内容や活動できる時間帯等をセンターが確認

Step2 サポートの打診とおねがい会員の紹介

- おねがい会員からセンターへ依頼のあったサポートが可能かどうかセンターからまかせて会員へ打診
※サポートは無理のないところで引き受けてください。
- 可能な場合はおねがい会員を紹介
- 紹介後一週間以内におねがい会員から電話
事前打ち合わせの日程を相談し決定

Step3 事前打ち合わせ

- サポートに関係する場所で子どもも同席して顔合わせ
- 記入された「**事前打ち合わせ書**」を活用し、サポートに必要な事柄を打ち合わせ



Step4 サポート活動

- 別紙「**安全チェックリスト**」を活用し、安全を心がけてサポートを実施

※サポート中は子どもの様子や体調に気を配り、変化があった場合
または事故が発生した場合には、速やかに別紙「**サポート中の緊急
対応（事故・病気等）**」にしたがって対応してください。

※施設への送迎サポートを行う場合は、会員証を携行してください。

Step5 サポート終了後活動報告書の記入 サポート料金の受け取り

- サポート終了後、3枚複写の活動報告書を記入
- おねがい会員が内容を確認しサイン
- サポート料金と、活動報告書の「おねがい会員用」を受け渡し

Step6 活動報告書の提出

- サポートを行った月の翌月5日までに、**活動報告書**の「ファミリーサポートセンター用」をセンターへ提出

※郵送や出雲市役所子ども政策課窓口でも提出できます。

❖ 事前打ち合わせが済んだおねがい会員から、直接サポートを依頼される場合があります。可能であれば受けてください。
依頼されたサポートについては、おねがい会員からセンターへ報告があります。

サポート料金



まかせて会員へ支払うサポート料金は次のとおりです。
(いずもファミリーサポートセンター事業実施要綱第16条)

子ども1人につき30分あたりのサポート料金

月曜日～金曜日（7：00～19：00）	300円
上記以外の時間及び 土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）	400円
病児・病後児等	400円

※まかせて会員の移動を含むサポートの場合、まかせて会員が自宅を出てから自宅へ帰るまでがサポートの時間となります。

❖ **兄弟・姉妹同時サポート**の場合は、2人目からサポート料金が半額となります。（ただし、病児・病後児保育等は除く）

※半額となったサポート料金は、「まかせて会員」からの申請により市から補助金を交付します。

❖ **キャンセルがあった場合**は、次のとおりおねがい会員がまかせて会員にキャンセル料を支払ってください。

- ・前日までのキャンセル・・・無料
- ・当日キャンセル・・・サポート料金の半額
- ・無断キャンセル・・・サポート料金の全額

※学級閉鎖・警報発令・自然災害発生等の場合、キャンセル料は発生しません。

❖ **食事（ミルク）・おやつ等**はおねがい会員が用意してください。ただし、おねがい会員がまかせて会員に準備を依頼した場合や必要が生じた場合は実費を支払ってください。

おおまかな目安として1食300円、おやつは100円程度とします。

❖ **交通費**については、公共交通機関・タクシー・自家用車を利用した場合は、おねがい会員が実費を負担します。

会員の心得とお願い



- ❖ 本活動は会員同士で子育てを支え合う有償ボランティア組織です。その主旨を理解し、決まりを守り、お互いに尊重し合しましょう。
- ❖ 約束したサポート時間（開始時間・終了時間）を守りましょう。
- ❖ サポートで知り得たお互いの個人情報はお知らせください。個人の写真を含む相手の個人情報のSNSへの書き込みは、相手の同意がない限り行わないでください。センターを退会した後も同様です。
- ❖ サポート中に生じた事故については当事者間での解決になりますが、補償保険の対象になる場合がありますので、事故発生後速やかにセンターに連絡してください。
- ❖ 住所・電話番号・家庭状況等、登録内容に変更があった場合は、センターへお知らせください。
- ❖ 退会を希望する場合は、センターへ伝え、「会員証」と会員同士で取り交わした「事前打ち合わせ用紙」を返却してください。



自然災害等による緊急時に備えて



- ❖ 警報が発令される等、自然災害の発生が予想される場合は、お互いの安全を最優先し、サポートをキャンセルしてください。
- ❖ 地震等の予期しない災害による緊急事態の発生を想定し、会員同士でお互いに緊急連絡先を複数確認しておきましょう。（携帯・自宅・職場等の電話番号）また、その時の対応を話し合っておきましょう。※電話が繋がらない場合、携帯電話各社の伝言板サービス等の活用も有効です。
- ❖ サポート中に災害が発生した場合、まかせて会員は責任を持って子どもを預かってください。

病児・病後児のサポート



軽い発熱や回復時等、「まかせて会員」が対応できる場合サポートします。

❖ 病児・病後児のサポート依頼をする場合

保護者が病院受診をさせた後に「まかせて会員」へ預けましょう。

「病児・病後児依頼連絡票」により、受診の結果やかかりつけ医の情報、子どもの様子（体温、症状と経過、食べたもの、排泄、機嫌等）、援助中の緊急連絡先（自宅、勤務先、携帯電話等）、既往歴、アレルギー、子どもの生活習慣（排泄、食事、睡眠）等を、詳しく「まかせて会員」へ伝えましょう。

サポート中は、メールまたは電話等で会員が相互に連絡を取り合います。特に症状に変化があった場合はこまめに連絡をしましょう。

❖ 病状の変化があった場合

別紙「サポート中の緊急対応（事故・病気等）」にしたがって落ち着いて対応しましょう。

❖ 投薬について

原則として、「まかせて会員」は子どもへの投薬は行いません。ただしやむを得ず「まかせて会員」が投薬を行う必要がある場合は、医療機関で処方された薬に限り依頼することができます。おねがい会員は、「病児・病後児依頼連絡票」裏面の「投薬依頼書」に記入して依頼しましょう。



❖ サポートできないケース

・感染症

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されるもの

・病気やケガの症状が重い場合

高熱である、咳がひどく息苦しそうである、嘔吐、水様便等により脱水症状がある、ぐったりしている等

・急な発熱や体調不良の場合の保育園等への迎え

補償保険制度



万一の事故に備えて、会員になると自動的に「依頼子供傷害保険」「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「研修・会合傷害保険」の4つの保険に加入することになります。掛け金の自己負担はありませんが、センターが把握していないサポートには適用されませんのでご注意ください。

1. 依頼子供傷害保険

おねがい会員の子どもが、サポートを受けている間や、サポートを受けるため自宅とまかせて会員宅や保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、まかせて会員の過失の有無にかかわらず補償します。

【補償例】

- ・子どもが犬にかまれてけがをした。
- ・子どもが車に乗っていて、自動車事故に遭いけがをした。

2. サービス提供会員傷害保険

まかせて会員が、サポート中やサポートを提供するため自宅と子ども宅や保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った時に補償します。

【補償例】

- ・まかせて会員が、走ってくる子どもを受け止めようとして支えきれずころんでけがをした。
- ・まかせて会員が、子どもを送った帰宅途中に、雨で濡れた階段で滑ってけがをした。

3. 賠償責任保険

まかせて会員が、サポート中等に、子どもや第三者の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償します。

【補償例】

- ・まかせて会員の不注意で、お湯がこぼれ、子どもに大やけどをさせてしまったことにより、賠償責任を負った場合。
- ・まかせて会員が提供（調理）した食事やミルクが原因で、子どもが食中毒を起こしたことにより、賠償責任を負った場合。
- ・おねがい会員から預かっていたベビーカーを破損したことにより、賠償責任を負った場合。

4. 研修・会合傷害保険

事前打ち合わせ等の会合や研修会に参加している間、および自宅と会場の往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により障害を被った場合に補償します。

5. お見舞金制度

上記保険では補償されない部分を補います。

【支払い例】

- ・おねがい会員の子どもに、まかせて会員宅の物を壊された。
- ・まかせて会員の家族が、おねがい会員の子どもにけがを負わされた。
- ・まかせて会員、またはおねがい会員の子どもが熱中症にかかった。
- ・まかせて会員またはその家族、ならびにおねがい会員の子どもが、サポートが原因で新型コロナウイルス感染症に感染した。
- ・まかせて会員の運転ミスで、自分または他者の車を傷つけた。

いずもファミリーサポートセンター事業実施要綱



(目的)

第1条 この要綱は、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を会員として組織し、育児を相互に援助し合う活動を支援するいずもファミリーサポートセンター事業(以下「事業」という。)を行うことにより、児童福祉の向上を図り、市民が仕事と育児を両立させ安心して働くことができる社会環境づくりに資することを目的とする。

(事業主体)

第2条 事業の実施主体は、出雲市とする。

(事務所)

第3条 事業を実施するため、次のとおり事務所を置く。

名称	所在地
いずもファミリーサポートセンター 本部	出雲市塩冶町641番地9
いずもファミリーサポートセンター 平田支部	出雲市平田町2112番地1
いずもファミリーサポートセンター 斐川支部	出雲市斐川町上庄原1760番地1

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会員の募集、登録等組織の運営に関する事。
- (2) 会員相互の育児に関する援助活動(以下「援助活動」という。)の調整に関する事。
- (3) 援助活動に係る講習及び指導に関する事。
- (4) 会員相互の交流に関する事。
- (5) アドバイザーとサブリーダーの情報交換及び関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) 援助活動の広報に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的達成に必要なこと。

(職員)

第5条 市長は、事業を円滑に運営するため、センター長、アドバイザー及びサブリーダーを置く。

- 2 センター長は、事業の運営を統括する。
- 3 アドバイザーは、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 前条各号に定める事業の実施に関する事。
 - (2) 会員の募集時及び入会の申込時における相談及び助言に関する事。
 - (3) 援助活動に係る相談及び助言に関する事。
 - (4) サブリーダーの育成及び指導に関する事。
- 4 サブリーダーは、アドバイザーを補佐し、会員間の連絡及び調整を行う。
- 5 センター長及びアドバイザーは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。
- 6 センター長及びアドバイザーの任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までの範囲内で市長が定める。

(会員)

第6条 会員となることができる者は、市内に住所又は勤務先を有する者で、市長の承認を受けたものとする。

- 2 会員の区分は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) おねがい会員 育児の援助を依頼する会員
 - (2) まかせて会員 育児の援助を提供する会員
 - (3) どちらも会員 おねがい会員とまかせて会員を兼ねる会員

(入会)

- 第7条 会員になろうとする者は、いずもファミリーサポートセンター入会申込書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、審査の上、適当と認めるときは、入会を承認するものとする。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、承認を受けた者を会員登録し、その者にいずもファミリーサポートセンター会員証(以下「会員証」という。)を交付するものとする。

(退会)

- 第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を市長に届け出て、同時に会員証を返還しなければならない。

(登録の抹消)

- 第9条 市長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。
- (1) 死亡したとき。
- (2) 故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、他の会員に損害を与えたとき。
- (3) 援助活動に関し不正な行為をしたとき。
- (4) 援助活動に著しく適さないと認められるとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、その理由を明示し、速やかに当該登録を抹消された者に通知しなければならない。

(秘密の保持)

- 第10条 会員は、援助活動等で知り得た他の会員の秘密を他人に漏してはならない。退会した後及び登録を抹消された後も、同様とする。

(援助活動の内容)

- 第11条 援助活動の内容は、会員が監護する満1歳に満たない児童から概ね12歳までの児童(以下「対象児童」という。)を対象とした次の各号に掲げるものとする。
- (1) 保育所、幼稚園、小学校、児童クラブ等(以下「保育施設等」という。)に対象児童を送迎すること。
- (2) 保育施設等の開所時間の前後において対象児童を預かること。
- (3) 保育施設等の休所日において対象児童を預かること。
- (4) 対象児童が軽度の病気の場合などに緊急的に預かること。
- (5) その他市長が援助を必要と認めた場合に対象児童を送迎し、又は預かること。
- 2 前項の援助活動(送迎を除く。)は、まかせて会員(育児の援助を提供するどっちも会員を含む。以下同じ。)の家庭において行うものとする。ただし、おねがい会員(育児の援助を依頼するどっちも会員を含む。以下同じ。)とまかせて会員との間で合意のある場合で市長が認めるときは、この限りでない。
- 3 宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

(援助活動の申込み)

- 第12条 おねがい会員は、前条の援助活動を受けようとするときは、アドバイザーに申込みをしなければならない。

(援助活動提供者の決定)

- 第13条 アドバイザーは、前条の申込みがあったときは、その内容を記録・確認するとともに、援助活動を実施するにふさわしいまかせて会員を選択し、当該会員に連絡するものとする。

(援助活動の内容の協議)

- 第 14 条 おねがい会員及びまかせて会員は、事前に十分な協議を行い、両者の合意により援助活動の内容を決定するものとする。
- 2 おねがい会員は、援助活動を受けるに当たって、前項に定めるところにより決定された内容以外の援助活動をまかせて会員に求めてはならない。

(援助活動の実施)

- 第 15 条 まかせて会員は、前条第 1 項の合意に基づきおねがい会員に対し援助活動を実施するものとする。
- 2 まかせて会員は、援助活動を実施したときは、その活動を記録し、援助活動を受けたおねがい会員の確認を受けなければならない。
- 3 まかせて会員は、前項の活動記録を、援助活動を実施した日の属する月の翌月の 5 日までにセンター長へ提出しなければならない。
- 4 おねがい会員は、事前に打合せをした場合又は援助活動を依頼したことがある場合は、直接まかせて会員へ援助活動の申込みをすることができるものとする。

(報酬等)

- 第 16 条 おねがい会員は、援助活動終了後、当該援助活動を実施したまかせて会員に対し、次の各号に定める基準に従って報酬を支払わなければならない。
- (1) 一般保育
- ア 平日(月曜日から金曜日まで)の基本時間(午前 7 時から午後 7 時まで)
30 分ごとに 300 円
- イ アを除いた時間帯
30 分ごとに 400 円
- (2) 病児保育
30 分ごとに 400 円
- 2 兄弟姉妹で同時に援助活動を受ける場合の報酬は、2 人目以降は基準額の半額とする。ただし、病児保育の場合については、この限りでない。

(まかせて会員に対する補助)

- 第 17 条 市長は、まかせて会員が兄弟姉妹に同時に援助活動を行ったときは、当該まかせて会員に対し、前条第 2 項の規定により半額となる報酬の額に相当する額を補助するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第 18 条 前条の補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、出雲市ファミリーサポートセンター事業補助金交付申請書(様式第 1 号)を市長に提出するものとする。
- 2 前項の申請は、援助活動が実施された日から起算して 2 年以内に行わなければならないものとし、当該期間内に申請がなされなかったものについては、補助を行わないものとする。

(補助金の交付決定)

- 第 19 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。
- 2 前項の規定により交付を決定したときは、出雲市ファミリーサポートセンター事業補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知し、補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

- 第 20 条 偽りその他不正な行為により補助金の支給を受けた者がいるときは、市長は、前条第 1 項の規定による決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

(依頼の取消し)

第21条 おねがい会員は、援助活動の依頼を取り消したときは、次の各号に定める取消料を当該援助活動を依頼したまかせて会員に支払うものとする。ただし、自然災害等おねがい会員の責めによらない事由により援助活動の依頼を取り消した場合については、この限りでない。

- (1) 前日までの取消 無料
- (2) 当日取消 報酬の予定額の半額相当額以内
- (3) 無断取消 報酬予定額の全額相当額

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

MEMO



本 部

〒693-0021

出雲市塩冶町 641-9 いずも子育て支援センター内

TEL&FAX (0853)30-1261

Mail kosodate@local.city.izumo.shimane.jp

本部 Mail



平田支部

〒691-0001

出雲市平田町 2112-1 ひらた子育て支援センター内

TEL&FAX (0853)63-4466

Mail famisapo-h@local.city.izumo.shimane.jp

平田支部 Mail



斐川支部

〒699-0505

出雲市斐川町上庄原 1760-1 まめなが一番館内

TEL (0853)73-7375

FAX (0853)73-7376

Mail famisapo-hw@local.city.izumo.shimane.jp

斐川支部 Mail



- ☘ 受付時間 平日 8:30~17:00
- ☘ 休所日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29~1/3)
- ☘ 第3火曜日の午後は、研修の準備や参加のため、電話・メールのみの対応となる場合があります。



令和6年4月1日改訂